

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第29号

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例

総社市放課後児童クラブ施設条例（平成17年総社市条例第129号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(名称, 位置及び定員) 第2条 児童クラブ施設の名称, 位置及び定員は, 次のとおりとする。			(名称, 位置及び定員) 第2条 児童クラブ施設の名称, 位置及び定員は, 次のとおりとする。		
名 称	位 置	定 員	名 称	位 置	定 員
略			略		
山手小学校区放課後児童クラブ施設	総社市岡谷607番地2	<u>50人</u>	山手小学校区放課後児童クラブ施設	総社市岡谷607番地2	<u>40人</u>
略			略		

附 則

この条例は, 平成27年4月1日から施行する。